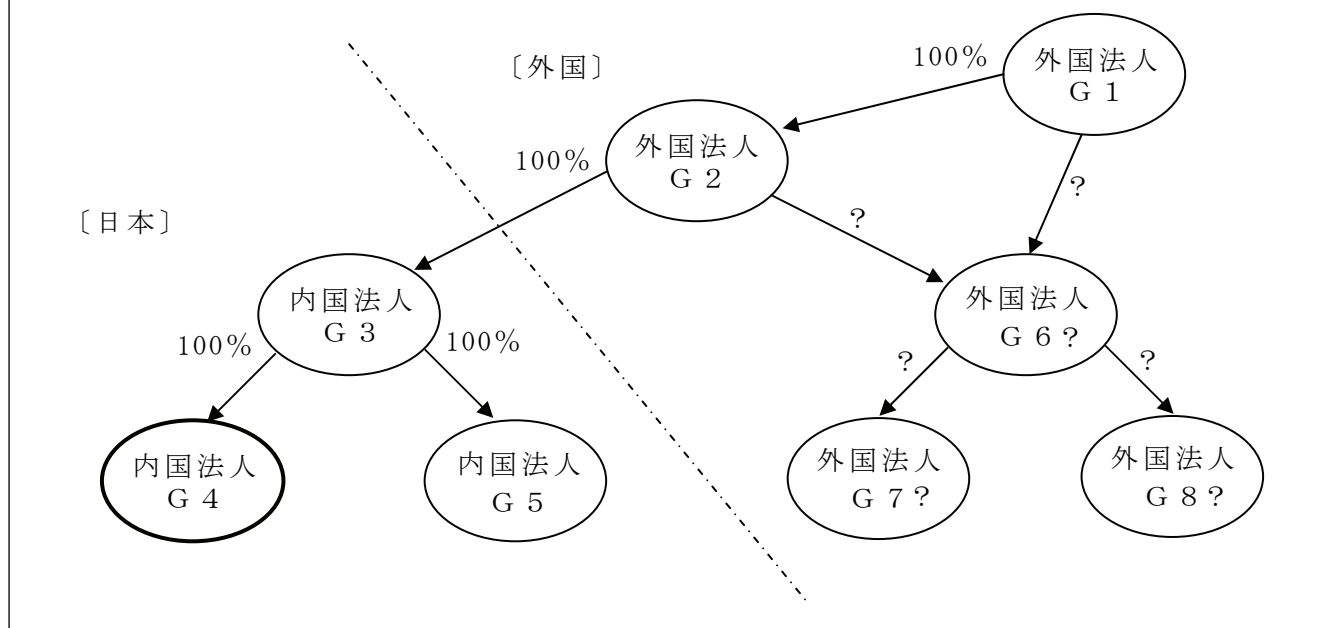


問2 出資関係図に記載するグループ内の法人

問 内国法人である当社（G4）は、外国に本店を置く外国法人G1の傘下にあるグループ内の法人です。

平成22年度の税制改正により、完全支配関係がある法人を有する場合には、問1のような出資関係図を、法人税の確定申告書に添付する必要がありますが、当社が所属するG1グループは、世界各地に関連会社を有しており、当社においては完全支配関係がある法人がどれだけあるのか把握していません。

ところで、当社のように、完全支配関係がある法人をすべて把握していない場合には、この出資関係図には、グループ内の法人をどの程度記載すればよろしいですか。



答 お尋ねの出資関係図には、把握できた範囲で貴社と完全支配関係があるグループ内の法人を記載していただくことになります。

なお、いわゆるグループ法人税制は、貴社において完全支配関係がある他の法人を把握していたかどうかにかかわらず、その適用がありますので、貴社との間取引関係や出資関係がある法人については、完全支配関係があるかどうかにつき特に留意する必要があります。

【解説】

1 出資関係図には、原則として、当期末において当該内国法人との間に完全支配関係があるすべての法人を記載することとなります。

この完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいい、この一の者が個人である場合には、その個人の親族など特殊の関係のある個人を含めて完全支配関係があるかどうか判定することとなります。

ところで、お尋ねのケースのように、グループ内の法人に外国法人が含まれている場合には、その外国法人についても完全支配関係があるかどうかを判定する必要がありますが、大規模な企業グループなどにあつては、そのグループ内の法人のすべてを

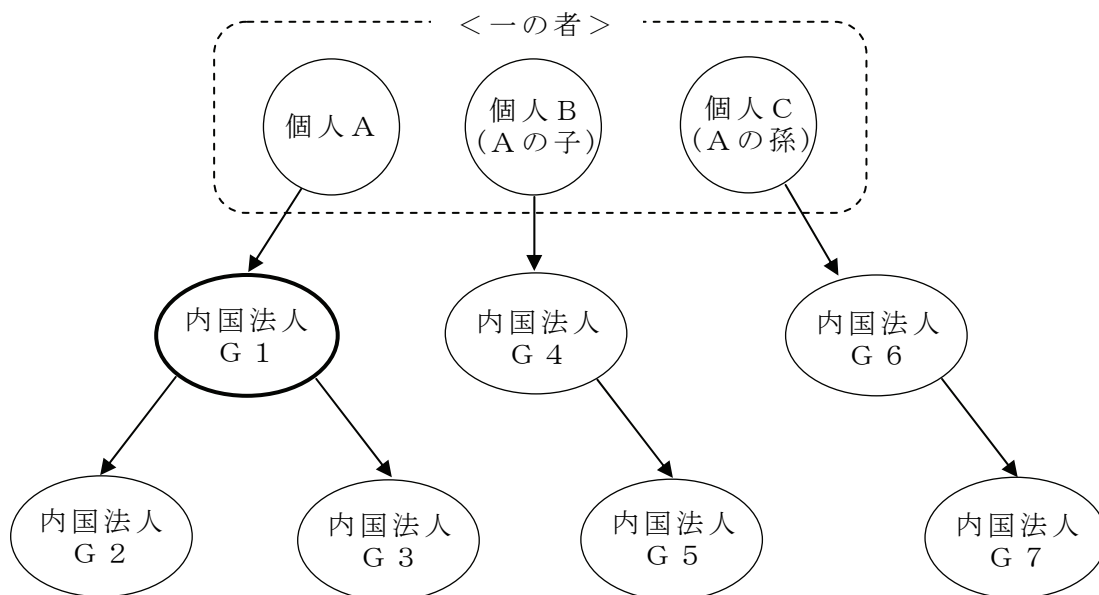
把握できないことも考えられるところです。

例えば、内国法人G 4が、G 4との間に完全支配関係がある法人を判定するに当たり、G 1がグループ内の最上位の法人であることは承知しているものの、取引関係や出資関係が全くないG 6、G 7、G 8については、同じG 1傘下の法人でありながらそのような法人があるかどうか、グループ内の法人に当たるかどうかを把握していないケースなどが考えられます。

この点について、出資関係図には、原則として法人税の確定申告書を提出する法人との間に完全支配関係がある法人のすべてを記載することとなりますが、お尋ねのように、グループ内の法人のすべてを把握できない場合には、把握できた範囲で完全支配関係がある法人を記載することとなります。

ただし、いわゆるグループ法人税制は、当該法人において、完全支配関係がある他の法人を把握していたかどうか（当該他の法人との間に完全支配関係があることを知っていたかどうか）にかかわらず、その適用があります。したがって、当該法人から見て、当該法人との間に取引関係や出資関係がある法人のうち完全支配関係のある他の法人が含まれていないかどうか、あるいは、当該法人との間に完全支配関係がある上位の法人のうち資本金5億円以上の大法人が含まれていないかどうかといった点に注意する必要があります。

- 2 また、完全支配関係を成立させている一の者が個人の場合、その個人の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）など特殊の関係のある個人が発行済株式の全部を保有している法人との間にも完全支配関係があることになり、これらの法人を含めてその全体が一つのグループとなります。例えば、次のケースでは、G 1からG 7までのすべての法人の間に完全支配関係がありますが、G 1において、G 1の株主である個人Aの孫（個人C）が発行済株式の全部を保有する法人（G 6及びG 7）まで把握していないことも考えられます。このような場合であっても、G 6及びG 7はG 1と同一のグループ内の法人としてグループ法人税制の適用があります。



※ 矢印は、100%の持株割合を表します。

【適用関係】

平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用されます。

【関係法令】

法 22 の 7 の 6

法令 4 ①、4 の 2 ②

法規 35 四、37 の 12 五

改正法規附則 2 ①